

議案第62号

助谷地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更及び廃止について

国土調査法(昭和26年法律180号)第19条第2項の規程による認証の日から、次のとおり字の区域を変更及び廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

平成16年 6月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年6月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成16年 1月 1日現在の地番による。)
大字助谷字陽東口	大字助谷字陽東口のうち143の2から143の5まで、143の7、144の1、145の1、145の2、146、147、149、150の1、151の1、153の1、153の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字助谷字岡	大字助谷字陽東口143の7 大字助谷字岡のうち166の1、168の2、169の2、170の2、171の2、171の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字助谷字大島谷	大字助谷字大島谷のうち182の2、187の5、187の7以外の区域
大字助谷字長ト路	大字助谷字岡 166の1、168の2、169の2、170の2、171の2、171の3及びこれらと一体をなす国有地 大字助谷字大島谷182の2、187の5、187の7 大字助谷字長ト路のうち310の1、312の4、317の1、319、322の1、324、981から985までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字助谷字オノ木418の1、1000と一体をなす国有地の一部 大字助谷字保木脇315の7と一体をなす国有地の一部 大字助谷字前河原 527、528の2、528の3、530の1、531の1、533の3と一体をなす国有地の一部
大字助谷字オノ木	大字助谷字オノ木のうち 412の3、417の3及び418の1、1000と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字助谷字保木脇425の1、425の3、426、426の1、426の2、427の1、427の2、428と一体をなす国有地の一部

大字助谷字保木脇	大字助谷字長ト路 310の1、312の4、317の1、319、322の1、324、981から985までと一体をなす国有地の一部 大字助谷字オノ木412の3、417の3及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに418の1、1000と一体をなす国有地の一部 大字助谷字保木脇のうち 315の7、425の1、425の3、426、426の1、426の2、427の1、427の2、428と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字助谷字清ヶ崎439の3
大字助谷字清ヶ崎	大字助谷字清ヶ崎のうち 439の3、449の3、488の2、488の4、488の5、488の9、512の2、522の5から522の9まで、523の2、523の3、524の3から524の6まで、525の2、525の3、526の2及びこれらと一体をなす国有地 大字助谷字大畑ヶ 851の4、851の5、852の2、852の3、853の1、853の3、853の4、855の5、855の9から855の14まで及びこれらと一体をなす国有地並びに841の1と一体をなす国有地の一部 大字助谷字宮ノ谷857、858の2及びこれらと一体をなす国有地
大字助谷字前河原	大字助谷字向河原の全域 大字助谷字陽東口143の2から143の5まで、144の1、145の1、145の2、146、147、149、150の1、151の1、153の1、153の3及びこれらと一体をなす国有地 大字助谷字清ヶ崎 449の3、488の2、488の9、512の2、522の5から522の9まで、523の2、523の3、524の3から524の6まで、525の2、525の3、526の2及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字助谷字前河原のうち1027及び527、528の2、528の3、530の1、531の1、533の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字助谷字上八田 640、641、679の4から679の6まで、685の3、686の2、686の3及びこれらと一体をなす国有地 大字助谷字大畑ヶ 818の3、818の4、819、836の5から836の7まで、838の6、838の7、841の2及びこれらと一体をなす国有地並びに841の1と一体をなす国有地の一部
大字助谷字下河原	大字助谷字前河原1027 大字助谷字下河原の全域 大字助谷字上八田618、619の2、619の3、621の1
大字助谷字上八田	大字助谷字上八田のうち 618、619の2、619の3、621の1、640、641、679の4から679の6まで、685の3、686の2、686の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字助谷字大谷口	大字助谷字大谷口の全域 大字助谷字上八ヶ市742の2、746、747の4及びこれらと一体をなす国有地並びに742の1、743、745、747の1、747の2と一体をなす国有地の一部 大字助谷字大谷905の2、907の3
大字助谷字上八ヶ市	大字助谷字上八ヶ市のうち 742の2、746、747の4、797の2、797の5、797の6及びこれらと一体をなす国有地並びに742の1、743、745、747の1、747の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字助谷字大畑ヶ	大字助谷字清ヶ崎488の4、488の5及びこれらと一体をなす国有地並びに488の2と一体をなす国有地の一部 大字助谷字上八ヶ市797の2、797の5、797の6 大字助谷字大畑ヶのうち 818の3、818の4、819、836の5から836の7まで、838の6、838の7、841の2、851の4、851の5、852の2、852の3、853の1、853の3、853の4、855の5、855の9から855の14まで及びこれらと一体をなす国有地並びに841の1と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字助谷字宮ノ谷	大字助谷字宮ノ谷のうち857、858の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字助谷字大谷	大字助谷字大谷のうち905の2、907の3以外の区域

廃止する字の名称	大字助谷字向河原
----------	----------